

船舶インシデント調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年7月20日 15時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保港 高後埼灯台から真方位088° 1.2海里付近 （概位 北緯33°06.2′ 東経129°41.4′）
インシデントの概要	液体化学薬品ばら積船第二えいふく丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 第二えいふく丸、341トン 135442、有限会社宮本海運 ディーゼル機関、4サイクル、出力735kW、回転数毎分 395、6気筒、ボア260mm、使用燃料A重油、平成9年5月機 関製造
乗組員等に関する情報	機関長、六級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、船長が船橋で操船し、佐世保港内を東北東進中、主機が停止した。</p> <p>船長は、緊急投錨し、船舶所有者に主機が故障した旨の連絡をした後、タグボートが本船を岸壁までえい航した。</p> <p>本船の主機は、本インシデント後、機関製造業者による点検の結果、潤滑油圧力低下停止用タイマーリレー（以下「本件タイマーリレー」という。）が経年劣化により破損し、遠隔操縦装置からの信号が伝達できずに停止したことが判明した。</p> <p>製造者の整備・点検基準によれば、本件タイマーリレーは、5年ごとの点検時、特に接点部に異常がなければ交換時期を延ばし、以後2,000～3,000時間ごとに点検することになっており、本件タイマーリレーは、定期的な点検で作動に異常がなく、延長して使用を続けていた。</p> <p>本船の主機は、7月6日及び8日にも主機が突然停止しており、寄港中に機関製造業者による点検が行われたものの、主機の停止が再現されなかったため原因が特定できず、経過観察をしながら運航してい</p>

	た。
分析	本船は、主機の停止が頻発する原因を特定できないまま航行中、主機潤滑油圧力低下停止用タイマーリレーが経年劣化により破損していたことから、遠隔操縦装置からの信号が伝達できず主機が停止して、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が主機の停止が頻発する原因を特定できないまま航行中、主機潤滑油圧力低下停止用タイマーリレーが経年劣化により破損していたため、遠隔操縦装置からの信号が伝達できず主機が停止したことにより発生したものと推定される。